

第1章 理念・目的

◇本学の理念・目的

1. 大学・学部・研究科等の理念・目的は、適切に設定されているか。

【現状の説明及び点検・評価結果】

(1) 理念・教育研究上の目的の明確化がなされているか（理念・目的の特色・特徴を含む）。

中央大学の前身である「英吉利法律学校」は、「實地應用ノ素ヲ養フ」を建学の精神に掲げ、1885年（明治18年）に東京神田錦町に設立された。

その設立にあつては、当時国内で主流だったフランス法でなく、実社会と密接に結びついたイギリス法を日本語で教授し、その実地応用の習練を通じ、わが国の司法制度の確立と近代化を達成するために「品性の陶冶された代言人」をはじめとする近代社会に相応しい有為な人材の輩出によって社会に貢献することを理念・目的として掲げ、その実地応用を行うに足る能力と素養の涵養を教育目標としていた。このことは、東京府に提出された英吉利法律学校設置願でも、「本校設置ノ目的」を「邦語ニテ英吉利法律学ヲ教授シ、其實地應用ヲ習練セシムルニアリトス」としていることにもあらわれている。

この「実地応用」の考え方は、1889年に「東京法学院」と改称した際の学則にも「本院ハ、帝国法律ノ実施應用ヲ練習セシムルヲ目的トシ、本邦制定ノ法律ヲ教授スルノ外広ク法理ニ通達スル為メ、邦語又ハ英語ヲ以テ法律学ヲ講授スルモノトス」（総則第1条）として受け継がれ、1905年の「中央大学」への名称変更を経て、戦後間もない1949年に4学部（法・経済・商・工学部）からなる新制中央大学として新たなスタートを迎えるにあたって、この建学の精神を踏まえ、総合大学として「法律学、経済学、商学並に工学に関する理論と応用とを授け、其の蘊奥を攻究せしめる外、一般教養に関する諸学科を授け、高い知性を備えると同時に教養と深い個性の豊かな人間の形成に努めて、社会文化の創造と進展とに貢献すること」（中央大学学則第1条）を目的とした。その後、1975年に改めてこれを自らの使命と位置付け直し、中央大学学則第2条において「本学の使命」として「本大学は、その伝統及び私立大学としての特性を生かしつつ、教育基本法に則り、学術の中心として、広く知識を授け、深く専門の理論及び応用を教授・研究し、もって個性ゆたかな人間の育成を期するとともに、文化の創造・発展と、社会・人類の福祉に貢献すること」と定めている。この使命に関する規定は、6学部、10大学院研究科（3専門職大学院を含む）、さらには10の研究所・研究機関を擁する総合大学となった現在の中央大学の学則においても、そのまま引き継がれたものとなっている。

さらに近年においては、このような建学の精神及び理念・目的の下で育成する人材像をより具体的に表現するものとして、大学としての教育目標を「本学は、イギリス流の経験主義・合理主義を基礎とした実学の伝統を継承しつつ、学術の中心として広く知識を授けるとともに、深く専門の理論及び応用を教授・研究することによって、個性豊かな人材の育成を通じた文化の創造・発展と、社会・人類の福祉に貢献するという使命の下に、実地応用の素を養うために求められる基礎・基本を重視した教育、社会の課題を自らの課題として捉えられる問題発見・解決力を涵養する実地応用教育を展開することで、幅広い教養と異文化に対する理解力・コミュニケーション能力を基礎とする豊かな感性と人間力を備え、高度な専門性を有し国際社会に貢献できる人材の育成を教育目標とする。」と明文化している。

以上の通り、本学の理念・目的、教育目標は、学校教育法の定める「学術の中心として、

広く知識を授けるとともに、深く専門の学芸を教授研究し、知的、道徳的及び応用的能力を展開させる」という大学の目的に即したものとなっている。

なお、本学では、大学の理念・目的、教育目標を踏まえながら、各学部及び研究科における人材の養成に関する目的及びその他の教育研究上の目的を、「学部の教育研究上の目的（中央大学学則 第3条の2）」及び「研究科の教育研究上の目的等（中央大学大学院学則 第4条の5、専門職大学院学則 第4条）」として学則に明文化しており、各教育研究組織はこれらをもとにその教育及び研究をはじめとする諸活動の根幹・指針とした組織的な展開を図っている。各学部及び各研究科における教育研究上の目的の具体的な内容については、本報告書の各学部及び各研究科に係る記述をご参照頂きたい。

【2016年度 自己点検・評価における長所・問題点及びそれらへの対応方策】

- 特になし

2. 大学・学部・研究科等の理念・目的が、大学構成員（教職員および学生）に周知され、社会に公表されているか。

【現状の説明及び点検・評価結果】

建学の精神をはじめ、本学及び各教育研究組織の理念・目的等については、本学公式 Web サイトに掲載し、学内構成員のみならず、社会に対しても広く周知を図っている。

理念・目的の周知にあたっては、2006年度に「行動する知性。-Knowledge into Action-」というユニバーシティ・メッセージを定め、これを用いたロゴマークを本学公式 Web サイトや各種刊行物、広告媒体等に用いること等の取組みを通じて広く発信している。

このユニバーシティ・メッセージは、「實地應用ノ素ヲ養フ」を建学の精神に掲げ、これまで単に社会で役立つ知識を修得している人材ではなく社会の課題に応え新たな社会価値を創出する実地応用力をもった人材の育成に努めてきた本学だからこそ言える「実学」の意味づけを再定義したものであり、今日のグローバル社会に通用する「実学」の実践と「実学」教育を通じて涵養された知性をもとに社会に貢献できる人材という本学の人材養成像を社会に対して明確な形で示すものである。

他方で、建学の精神の周知・浸透については、近年の事業計画において重要な要素の一つとして掲げ、学内外への周知・浸透を図るための取組みを継続的に行っている。

具体的に、学内構成員への周知として、在学生に対しては履修要項をはじめとする各種冊子への掲載のほか、入学式における学長等の挨拶及び出席者に配付する式次第への掲載、新入生ガイダンスや各学部における導入科目等での説明を通じ、本学の建学の精神や、学部・学科及び研究科の理念・目的への理解を促している。また、教職員に対しては履修要項や兼任教員を対象とする冊子「兼任講師ガイドブック」への掲載、新任専任教員に対する研修会、新入職員研修等の機会を通じ、周知と浸透を図っている。さらに、在学生の父母に対しては、全在学生の父母宛に送付している「父母のための中大ガイド」等の冊子への掲載や毎年全国で実施される「父母懇談会」等の機会を通じて本学の建学の精神と校風等について説明している。

社会一般に対する周知については、前述の公式 Web サイトへの掲載のほか、本学への入学希望者を対象に刊行している各種のガイドブック等への掲載、入学希望者を対象に実施する進学相談会等における説明を通じて行っている。

これらの周知方法の有効性に係る検証については、自己点検・評価活動の一環として大学

評価委員会が実施している各種のアンケート調査を通じて行っており、在学生における認知度については、2年生以上の学部在学生を対象とする「在学生（2年生以上）学習と学生生活アンケート」（以下、「在学生アンケート」という。）の2015年度調査結果において、「建学の精神」及び「各学部が養成しようとする人材像、ディプロマ・ポリシー」について、「聞いたり読んだりしたことがあり、内容も理解している」学生が12.7%、「聞いたり読んだりしたことはあるが、よく覚えていない」学生が56.7%となっている。これらの情報に接触する在学生の割合は毎年着実に高まっているものの、学生に正確な理解を促すための更なる努力が求められる状況にある。また、同じく1年次を対象とした新入生アンケートの2016年度調査結果においては、「建学の精神」について、「聞いたり読んだりしたことがあり、内容も理解している」学生が12.4%、「聞いたり読んだりしたことはあるが、よく覚えていない」学生が36.9%となっている。その一方で、同アンケート調査では、回答者の86.7%が「本学全体としてのブランドやイメージ」について進学や受験の時に本学を選んだ理由となったと回答しており、本学の掲げる建学の精神及び創立以来の学風に基づく本学のブランドやイメージを肯定的に受け止めていることが読み取れること、加えて、学外機関が実施する各種の大学ブランド調査においても、伝統や知名度といった項目について高い評価を得ていること等からも、本学の伝統や学風に関する周知方法の有効性という点で一定の成果があがっているものと考えられる。

しかしながら、上記の在学生を対象とするアンケート結果を翻って見れば、約半数に相当する在学生が本学及び各教育研究組織の理念・目的等を的確に捉えずに修学していることが示されており、理念・目的を踏まえた上で修学することによる教育効果や、本学に対する帰属意識を醸成することの重要性に鑑み、これらにかかる認知度や理解度の更なる向上が、今後も継続して取り組むべき課題となっている。

また、教職員における理念・目的の認知度については、大学評価委員会が2014年度に実施した専任教職員を対象とするアンケート調査において、「学外者に対して本学の建学の精神について説明できるか」という観点から把握・検証を行ったところであり、教員については80.3%が、職員については80.2%が肯定的に回答していることから、一定程度の理解・浸透が図られている状況にあると考えられる。しかしながら、肯定的な回答のうち、「充分説明できる」と回答した割合は十分な水準に達しているとは言えず、職員研修等の機会も活用しながら、個々の構成員において更なる理解に努めていく必要がある。

参 考

【2015年度の自己点検・評価報告書における長所・問題点とそれらへの対応方策】

<問題点および改善すべき事項>

- 本学在学生における理念・目的等の認知度については、在学生を対象とするアンケート結果を見る限り、未だ半数を超える在学生が本学及び各教育研究組織の理念・目的等を的確に捉えずに修学している状況である。理念・目的を踏まえた上で修学することによる教育効果や、本学に対する帰属意識を醸成することの重要性に鑑み、これらにかかる認知度や理解度の更なる向上が、今後も継続して取り組むべき課題となっている。

<対応方策（長所の伸長／問題点の改善）>

- 理念・目的、教育目標等に対する学生の認知度の向上については、2015年度（平成27

年度) 事業計画の第一項目として「建学の精神、大学の理念・目的・教育目標の全学的浸透」を掲げていることから、この計画に基づいて引き続き全学的な取組みを進めて行くこととする。また、学生に対する浸透度合いの高い学部での取組み等について、学部長会議等を通じて共有することで、受験生、在学生の双方における、理念・目的、教育目標等に対する認知度の向上のための具体的な取組みに結びつけていくこととする。

【前年度に設定した対応方策の進捗状況】

- 本学在学生における理念・目的等の認知度の向上に向けては、各学部を中心に継続的に取り組むとともに、大学評価委員会等においてこれらの取組みに係る情報共有に努めている状況にあるが、引き続き継続的な取組みが必要な水準にある。

【2016年度 自己点検・評価における長所・問題点及びそれらへの対応方策】

＜問題点および改善すべき事項＞

- 本学在学生における理念・目的等の認知度については、在学生を対象とするアンケート結果を見る限り、未だ半数を超える在学生が本学及び各教育研究組織の理念・目的等を的確に捉えずに修学している状況である。理念・目的を踏まえた上で修学することによる教育効果や、本学に対する帰属意識を醸成することの重要性に鑑み、これらにかかる認知度や理解度の更なる向上が、今後も継続して取り組むべき課題となっている。

＜対応方策（長所の伸長／問題点の改善）＞

- 理念・目的、教育目標等に対する学生の認知度の向上については、引き続き各種広報媒体等による全学的な取組みに努めるとともに、各学部・研究科における取組みについても、自己点検・評価活動の機会を活用した効果検証を行いつつ、引き続き推進していく。

3. 大学・学部・研究科等の理念・目的の適切性について定期的に検証を行っているか。

【現状の説明及び点検・評価結果】

本学においては、2008年度に自己点検・評価システムを構築し、7年毎に全学的に実施する「重点自己点検・評価」と、それ以外の年度に毎年実施する「年次自己点検・評価」を組み合わせた恒常的な自己点検・評価サイクルを有しており、毎年度実施するこれらの自己点検・評価活動の機会を活用し、大学評価委員会及び大学評価推進委員会において組織的かつ継続的に本学における理念・目的等の妥当性の検証を行っている。

また、2015年度に策定した「中央大学中長期基本構想」の策定過程においても、本学が建学の精神として掲げている理念・目的と現代に果たすべき役割について再検証を行った上で、向こう10年間に本学が果たすべき使命(Mission)を「グローバルな視野と実地応用の力を備え、人類の福祉に貢献する人材の育成」と再定義を行った。現在は構想に基づき2015年10月に策定した中長期事業計画の着実な推進に努めているところである。

本学がこれまでの長い歴史の中で築き上げてきた社会的信頼をさらに高め、21世紀の知識基盤社会に相応しい総合大学であるためには、大学としての理念に照らした各組織等の目的・役割を明確化したうえで、教育研究水準を中心とした諸活動の高度化を推進することが極めて重要になる。上述の通り、本学では、本学の理念・目的等の妥当性についても恒常的な自己点検・評価システムの中で検証を行っているが、個々の改善・改革の努力が各組織

の、ひいては本学の理念・目的等の実現にどのように結びつくかを構成員が共有しながら、今後の大学全体の活性化に繋がるよう努めていく。

【2016 年度 自己点検・評価における長所・問題点及びそれらへの対応方策】

- 特になし